

平成 27 年度

「弘前式」ICT 活用教育推進事業業務 仕様書

弘前市教育委員会

目次

1.	事業概要	2
2.	範囲	2
3.	委託期間	3
4.	納入物	3
5.	納入場所及び指定期日	8
6.	業務内容	9
7.	成果物	11
8.	業務の留意事項	12
9.	守秘義務	13
10.	その他留意事項	13

1. 事業概要

(1) 件名

平成 27 年度 「弘前式」ICT 活用教育推進事業業務

(2) 背景

市教育委員会は、市が平成 26 年 5 月に策定した「弘前市経営計画」及び青森県が策定した「新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」、「教育は人づくり」という教育施策方針を踏まえ、平成 26 年 6 月「弘前市教育振興基本計画」により、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 ヶ年における、市教育委員会が目指す教育方針を体系的かつ網羅的に策定した。

また、文部科学省は平成 23 年 4 月に情報通信技術（以下「ICT」という。）を最大限に活用した 21 世紀にふさわしい学びと学校を実現するため、2020 年度に向けた「教育の情報化ビジョン」を公表した。

21 世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を行うためには、ICT が持つ「時間的・空間的制約を超える」「双方向性を有する」を容易にするといった特長を活かすことが重要である。

「弘前式」ICT 活用教育推進事業に係る委託事業（以下「本事業」という。）は、ICT を最大限に活用しつつ、「弘前市教育振興基本計画」の中でも子どもたちの「確かな学力の定着と向上」を目標として取り組む「よくわかる授業づくりの推進」を達成すべく実施するものである。

(3) 目的

本事業においては、ICT 活用教育推進のあり方や授業設計・利活用事例集を検討・作成することにより、これまでの機器整備に留まらず、市における ICT を用いた標準的な指導方法の確立と水平展開モデルの策定を行うものである。

本事業は市内 2 中学校区の 4 校（大成小学校・相馬小学校・第三中学校・相馬中学校）をモデル校として指定し実施するものである。

その後段階的に全小・中学校に ICT 環境の整備を行うとともに、教員が ICT 機器の持つ特性を理解し、授業において活用することができる環境をつくることで、子どもたちがよくわかる授業作りと確かな学力の定着と向上を目指すものである。

なお、本事業は以下「4. 請負期間」に記載のとおり第 1 期（モデル校による調査研究期）から第 3 期（活用の充実・発展期）までの中長期的な計画を予定している。

2. 範囲

本仕様書では、市における「弘前式」ICT 活用教育推進事業業務の仕様について規定するものである。

なお、企画提案にあたって、納入しようとする機器が、下記に定める仕様を満たさない場

合であっても、他の機器又は役務により不足する部分を補うことにより、仕様と同等の機能を有することが確認できるときはこれを認める。

3. 委託期間

本事業は第1期から第3期の事業であり、具体的には以下のとおり位置づける。

第1期：平成27年度（1ヵ年）

モデル校におけるICT活用教育推進のあり方や授業設計・利活用事例集を検討・作成することにより市における標準的な指導方法の確立と水平展開モデルの創造を実施。

第2期：平成28年度～平成30年度（3ヵ年）

第1期にて確立、創造したICT活用教育の推進のあり方や授業設計・利活用事例集をもとに小・中学校に対する本格的な導入及び一層の活用推進を実施。

第3期：平成31年度～平成32年度（2ヵ年）

第1期及び第2期で取り組みを実施した授業設計・利活用事例集をもとに児童生徒への利活用や「確かな学力の定着と向上」に資する実践の充実を実施。また、取り組みの中で不足・拡充が必要な部分を抽出し、将来的な整備計画の立案を行う。

以上のことを踏まえ、本仕様書における期間は平成27年9月1日から平成28年3月31日までの委託期間とする。

なお、本事業は市ICT活用教育のグラウンドデザインにおける取り組みの一環であり、本事業の成果を踏まえ、市立小・中学校におけるICT活用教育の指針と水平展開するモデルとなる。そのため、本事業及び市におけるICT活用教育の推進は、文部科学省「教育の情報化ビジョン」の工程表で求める2020年度までに確立することを念頭に置いていることを提案各者は十分に理解の上、以上の事を企画提案書で提案されることを期待する。

なお、第2期以降の事業については、第1期における評価、本事業及び市におけるICT活用教育の推進にかかる市の計画や社会情勢の変化及び予算の承認が得られない等の理由により見直し又は中止をすることがある。また、この提案における決定者においては、第2期以降の受託を保証するものではない。

4. 納入物

(1) 教員用タブレットPC

- ・教員用タブレットPCは以下メーカーより同一製品を選定すること。
(NEC、東芝、富士通、日本HP製)
- ・対応OSは、Windows 8.1 Pro 32ビット（日本語版）正規版以上であること。
- ・CPUは、Intel Atom Z3736F（1.33GHz）以上であること。

- ・メモリは 2GB 以上であること。
- ・ストレージは 64GB (eMMC) 以上であること。
- ・ストレージ拡張用に microSD メモリーカードスロットを備えていること。
- ・画面は 10 インチ IPS 液晶以上かつタッチパネルであること。
- ・外部機器接続用に microUSB2.0 ポートを 1 つ以上備えていること。
- ・音声機器接続用に 3.5mm ヘッドフォン／マイクロコネクタを備えていること。
- ・外部ディスプレイ接続用に microHDMI を備えていること。
- ・内蔵カメラは前面 2 メガピクセル、背面 5 メガピクセル以上であること。
- ・無線 LAN は IEEE802.11a/b/g/n に準拠している機能を有していること。
- ・各種センサーは加速度センサー、デジタルコンパスを備えていること。
- ・バッテリーは約 9.5 時間以上 (JEITA2.0) 連続稼動可能であること。
- ・タブレットパソコン本体の重量は (付属品除く) 850g 以下であること。
- ・タブレット PC 本体に対応した静電容量方式又は電磁誘導方式のペン及びキーボードを付属すること。
- ・防塵・防滴性能 (IP52 準拠) 以上及び 70cm からの落下に対する耐障害性を有していること。
- ・納入にあたり、下記に記載するソフトウェアと競合するソフトウェアはあらかじめ削除すること。

(2) 電子黒板機能付きプロジェクター及びスクリーン (自立型ホワイトボード)

- ・据え置き型プロジェクターによる電子黒板であること。
- ・解像度は WXGA (リアル対応) 以上であること。
- ・投影方式は 3LCD 方式 (3 原色液晶シャッター式投影方式) であること。
- ・有効光速は白色、カラー共に 3400lm 以上であること。
- ・コントラスト比は 10000:1 以上であること。
- ・色再現性は 1677 万色フルカラーであること。
- ・本体サイズは 345mm×300mm×105mm 以内であること。
- ・映像入力端子はミニ d-sub15pin (×2)、RCA、HDMI、USB を備えていること。
- ・投影距離は 83cm 以内の距離で投影した時、80 型以上の大きさで表示可能なこと。
- ・プロジェクター単体に電子黒板機能を有していること。
- ・パソコンを使用しない状態で、書画カメラ (実物投影機) との接続・動作が可能なこと。
- ・電子黒板用ソフトウェアは、メーカーの製品で、メーカーのサポートが得られるものとし、書き込み・拡大・縮小・画面の保存・ページの移動・ツールレバーの自由な移動の機能を備えていること。

- ・電子ペンは2本同時に使用できること。また、線種は各々のペンで個別に選択できること。
- ・教員を対象として、メーカー正規指導員による導入機器の操作説明を実施すること。
- ・操作指導後、学校で活用出来るように機器のマニュアルとは別に操作指導マニュアルを必要数用意納品すること。
- ・機器・機能が干渉することなく正常に動作すること。
- ・利用に必要なソフトウェアの設定等を実施すること。
- ・提案する電子黒板付きプロジェクターに対応した72インチ以上のマグネットスクリーン及び移動可能な72インチ以上の自立型ホワイトボードを用意すること。
- ・自立型ホワイトボード及びマグネットスクリーンを以下の通り配備すること。
- ・大成小学校、相馬小学校及び第三中学校は全てをホワイトボードで配備すること。
- ・相馬中学校はホワイトボード2台、マグネットスクリーン1台を配備すること。

(3) 書画カメラ（実物投影機）

- ・300万画素以上の総画素数であること。
- ・光学12倍ズーム以上／デジタルズーム8倍以上であること。
- ・ダイヤル式ズームを有すること。
- ・撮像範囲はA3対応（SXGA出力時420mm×334mm以上）で、A3サイズ取り込み時の本体の高さが430mm以下であること。
- ・撮影速度は30フレーム／秒以上であること。
- ・SDカード、USBメモリに静止画、動画が保存できること。
- ・オートフォーカス機能／顕微鏡モードを有すること。
- ・出力端子はアナログRGB出力、HDMI出力（変換アダプタ不可）を備えていること。
- ・USB2.0でパソコンに画像を取り込めること。
- ・解像度はXGA、SXGA、WXGA、1080p出力が可能なこと。
- ・入力端子はHDMI入力、アナログRGB入力ができること。
- ・本体質量は3.2kg以下であること。
- ・付属品はリモコン、操作シール、簡単マニュアルを備えること。
- ・ピント合わせが高速であり、オートフォーカス速度が4秒以内であること。

(4) 無線LANアクセスポイント

- ・無線LANアクセスポイント本体は、「Wi-Fi Certified」認証済み機器であること。
- ・2.4GHz帯の11n/b/gおよび5GHz帯の11n/aが同時利用可能なこと。
- ・2.4GHz帯のチャンネルは、1ch～13chだけでなく14chの利用が可能であることが望ましい。
- ・5GHz帯のチャンネルは、W52/W53/W56が利用可能なこと。

- ・アクセスポイントに内蔵されている1無線機あたり124台分のMACテーブルを保有し、1アクセスポイントあたり248台分の接続MACの管理が可能なこと。
- ・1アクセスポイントで100台以上のクライアント同時接続が可能なこと。
- ・干渉波対策として、チャンネル変更せずに干渉波をフィルタリングする機能を有していることが望ましい。
- ・LEDにて電源、有線、無線の各種動作状態が表示可能なこと。また、運用中であってもLEDの消灯設定が可能なことが望ましい。
- ・アクセスポイントに省電力設計を施し、PoE（IEEE802.af）給電にて動作することが望ましい。
- ・SSIDを最大14個以上設定できること。また複数のSSIDに対して同一VLANIDの設定が可能なこと。
- ・SSID毎にステルス機能の有効/無効が設定可能なこと。
- ・無線通信動作状態をアクセスポイント自体で管理し、無線通信の状況に応じたCPU動作の省力化や無線通信が全くない状態での待機モードを保有し、省エネ機能を有することが望ましい。
- ・SSID毎にステルス機能の有効/無効が設定可能なこと。
- ・アクセスポイントのハードウェアとして5年間の製品保証を有していること。
- ・故障時の対応として、先出しセンドバック方式の製品保守サービスで対応可能なこと。
- ・LEDランプの状態表示点灯仕様として、多彩な色覚（色弱者）にも配慮した視認性、識別性の高い点灯色を採用し、専門機関の認証を受けていることが望ましい。
- ・アクセスポイントはスタンドアローンで稼働すること。また、アクセスポイントの一括管理システムに移行する際、同ハードを流用出来る仕様とすること。移行時には、アクセスポイントのファームウェアのアップデート等せずに容易に移行出来る仕様とすること。

(5) 学校間共有サーバー

- ・学校間共有サーバーは弘前市総合学習教育センター（弘前市大字末広4丁目10番地1）内の指定する場所に設置すること。
- ・対応OSはWindows Server Standard 2012 R2 日本語（正規版）相当以上であること。
- ・上記のOS使用に必要なCALを用意すること。
- ・CPUはIntel Xeon E3-1220(3.1GHz, 4core)相当以上であること。
- ・メモリは16GB以上であること。
- ・BIOSは日本語表示であること。
- ・光学ドライブはDVD-ROMドライブであること。

- ・ HDD2.5 インチサイズを筐体内に 4 台以上搭載できること。
- ・ 有線 LAN は 1000Base-T ポート×2 ポート以上を有すること。
- ・ 拡張用に USB ポートを 6 個以上を有すること。
- ・ 筐体寸法は EIA 規格 19 インチラック 1U のラックマウント型であること。
- ・ ハードディスクは管理領域用（Windows Server OS、無線 LAN コントローラー、ユーザー認証、共有サーバーの管理に必要な領域）にホットプラグ対応 2.5 インチ（7,200 回転）又は 3.5 インチ（7,200 回転）で 500GB の SAS ディスク又は SATA ディスクを 1 つ、共有サーバー領域用にホットプラグ対応 2.5 インチ（7,200 回転）又は 3.5 インチ（7,200 回転）で 1TB の SAS ディスク又は SATA ディスクを 2 つ以上搭載すること。共有サーバー領域用のディスクは RAID1 構成であること。
- ・ サーバー機能として Active Directory によるユーザー管理機能、アプリケーションサーバー機能、ファイル共有機能、DHCP、DNS 機能を有すること。
- ・ サーバー本体及び部品は 3 年間保証（3 年パーツ保証、1 年翌日オンサイト保守）を備えること。

(6) PoE 対応 L2 スイッチ

- ・ 100BASE-TX、1000BASE-T 対応の有線 LAN ポートを 8 つ以上有していること。
- ・ 全ポートに AUTO-MDIX 機能を有していること。
- ・ 全ポートに Power over Ethernet 給電機能（IEEE802.3af）を有していること。
- ・ STP（IEEE802.1d）/RSTP（IEEE802.1w）をサポートしていること。
- ・ 最大 256 個の VLAN を設定可能なこと。
- ・ VLAN の種類はタグ VLAN（IEEE802.1Q）をサポートしていること。
- ・ IEEE 802.1X（MD5/TLS/TTLS/PEAP）による認証、MAC アドレスフィルタリングに対応していること。
- ・ SNMPv1/2 及び SSH、TELNET に対応していること。
- ・ パケット優先順位制御（QoS、IEEE802.1p）は 4 段階で設定可能なこと。
- ・ ポートグルーピングに対応し最大 256 グループ設定出来ること。
- ・ リンクアグリケーションに対応し最大 4 グループ設定できること。
- ・ 設定用に GUI メニュー及び CLI を備えていること。
- ・ 特定有害物質使用制限指令「RoHS 指令」に準拠していること。

(7) Giga 対応スイッチ HUB（8 ポート）

- ・ 100BASE-TX、1000BASE-T 対応の有線 LAN ポートを 8 つ以上有していること。
- ・ 全ポートに AUTO-MDI-X 機能を有していること。
- ・ 特定有害物質使用制限指令「RoHS 指令」に準拠していること。

(8) 無停電装置 (UPS)

- ・ 運転方式はラインインタラクティブ方式であること。
- ・ 入力プラグ形状は NEMA5-15P であること。
- ・ 出力コンセント形状 NEMA5-15R×4 個であること。
- ・ 最大出力容量は 750VA／480W であること。
- ・ 切り替え時間は 2-5ms であること。
- ・ 寸法は EIA 規格 19 インチラック 1U 以内であること。
- ・ サージフィルタ、ノイズフィルタ、ネットワーク接続対応機能を有すること。
- ・ 電源管理ソフトを導入するサーバーに電源管理ソフトを導入すること。

(9) 各種ソフトウェア

- ・ 記載ソフトウェアは指定品であり、他製品は認めない。
- ・ 記載ソフトウェアのライセンスを 4(1) 記載の機器数分用意し、インストール及び各種設定を行い利用可能な状態とすること。
- ・ 4(1) 記載の機器のうち、小学校に納入する物はジャストシステム製ジャストスマイルクラス最新版、ジャストスクール 5 Premium 最新版を導入すること。
- ・ 大成小学校については上記に加え、パイオニア VC 製 xSync を導入すること。
- ・ 4(1) 記載の機器のうち、中学校に納入する物はジャストシステム製ジャストジャンプ最新版、ジャストスクール 5 Premium 最新版を導入すること。
- ・ 4(1) 記載の機器の全てにトレンドマイクロ製 InterScan VirusWall Enterprise Edition Academic (1 年間) を導入すること。
- ・ 4(1) 記載の機器の全てに市が別途支給する URL フィルタリングソフト (参考 : InterSafe Plus (InterSafe WebFilter)) を導入すること。
- ・ その他ソフトウェアは提案価格のなかで追加提案されることは歓迎する。

5. 納入場所及び指定期日

前項記載の物品は以下納入場所に指定期日までに利用可能な状態で納めること。

(1) 納入場所及び数量

① 弘前市立大成小学校 (〒036-8185 弘前市大字御幸町 13 番地 1)

4(1)～4(3) 記載の物品 : 各 16 台

4(4)、4(6)～4(7) 記載の物品 : 添付する図面の各教室を網羅するに必要な台数

4(9) 記載の物品 : 各 16 ライセンス

② 弘前市立相馬小学校 (〒036-1502 弘前市大字黒滝字二ノ松本 2 番地 4)

4(1)～4(3)記載の物品：各 9 台

4(4)、4(6)～4(7)記載の物品：添付する図面の各教室を網羅するに必要な台数

4(9)記載の物品：各 9 ライセンス

③弘前市立第三中学校(〒036-8154 弘前市大字豊原 1 丁目 3 番地 3)

4(1)～4(3)記載の物品：各 18 台

4(4)、4(6)～4(7)記載の物品：添付する図面の各教室を網羅するに必要な台数

4(9)記載の物品：各 18 ライセンス

④弘前市立相馬中学校(〒036-1504 弘前市大字紙漣沢字山越 48 番地)

4(1)～4(3)記載の物品：各 3 台

4(4)、4(6)～4(7)記載の物品：添付する図面の各教室を網羅するに必要な台数

4(9)記載の物品：各 3 ライセンス

⑤弘前市総合学習センター(〒036-8085 弘前市大字末広 4 丁目 10 番地 1)

4(1)～4(3)記載の物品：各 4 台

4(4)、4(6)～4(7)記載の物品：添付する図面の研修室を網羅するに必要な台数

4(5)記載の物品：1 台

4(8)記載の物品：1 台

4(9)記載の物品：各 4 ライセンス

(2) 指定期日

平成 27 年 8 月 31 日（月）（ただし、部分完成で先行運用する場合はこの限りでない。）

6. 業務内容

(1) 納入機器の設計・設定業務

- ・納入する機器を正常に利用出来るよう設計・設定を実施すること。
- ・無線 LAN アクセスポイント等、ネットワーク機器の設計に当たっては既存環境に影響を与えないよう環境調査を実施したうえで設計・設定すること。
- ・納入する機器の設計・設定に当たっては市教育委員会と事前協議を実施の上、決定すること。
- ・本事業に当たり新規で校内 LAN 配線を実施する場合、教員及び児童生徒の安全を最優先に授業や学校活動の妨げとならないよう工事時間・工事方法について市教育委員会と事前協議の上、許可を受けてから実施すること。

(2) 調査・研究業務

①調査・研究業務実施計画書の作成

- ・本事業契約後、契約した日を含め 14 日以内（土、日、祝日含む）に、調査・研究業務内容及び実施スケジュールを整理した調査・研究業務実施計画書を作成し、市の承認を得ること。
- ・調査・研究業務実施計画書には「調査対象者」、「調査観点・手法」、「平成 27 年度末の目標指標・数値」の記載を必須とする。

②ICT 活用事例集の作成

- ・本事業での ICT 活用事例を体系的に整理し、ICT 活用シーンと授業の狙いや効果を事例集として作成すること。なお、事例の体系化に当たっては、将来的な市が「弘前式」ICT 活用教育推進を展開した際に活用する資料であることを踏まえ教員の習熟に応じて作成すること。

③調査・研究成果報告書の作成

- ・本事業の目的を十分に理解した上で、調査・研究業務実施計画書に基づき、「弘前式」

ICT 活用教育推進事業の成果報告書を作成すること。

- ・報告書に記載する予定のテーマや調査・研究手法（調査研究対象者含む）は企画提案書に記載すること。ただし、市が策定した「弘前市教育振興基本計画」に記載の「確かな学力の定着と向上」に資する調査・研究テーマは必ず盛り込むこと。
- ・報告書には教員に対する効果及び児童生徒に対する効果は定量データを用いて具体的に示すこと。
- ・調査・研究に当たってアンケートやインタビュー等を実施する場合、市教育委員会と事前協議の上、請負者の責任において実施すること。

(3) 運用支援業務

①ICT 支援員

- ・ICT 支援員は定期的に学校へ訪問し、授業や校務、研修会等での ICT 活用支援を行うこと。
- ・ICT 支援員は授業支援を中心とした、校内導入機器・ソフトウェア全般の活用支援を行えること。
- ・委託期間内において各校に 1 回 8 時間（休憩 1 時間を含む）、月 4 回以上訪問し、1 年間で 4 校 128 回以上訪問すること。
- ・学校ごとに支援員の活動時間・内容が把握できる報告書を月 1 回、市に提出すること。また、学期・年間ごとの活動集計をもとに分析を行い、市の ICT 活用に関する課題と解決方法を明文化し提出すること。
- ・支援員のスキルアップ・情報共有を目的とした集合研修を月 1 回以上行うこと。

- ・ ICT 支援員は本事業の目的を十分に理解し、導入する機器及び利活用に係る授業構想（授業デザイン）に精通した人材であること。
- ・ ICT 支援員は小学校及び中学校における教育活動と ICT 利活用に精通した人材であること。
- ・ ICT 支援員が対応する範囲は本事業で納入した機器及び利活用に係る授業構想検討とする。（必要に応じて市が別に雇用する ICT 支援員と連携すること。）
- ・ ICT 支援員は教員に対する機器操作支援、授業前・授業時・授業後の支援を実施すること。具体的な支援内容は企画提案書に記載すること。
- ・ ICT 支援員は調査・研究成果報告書に必要な各種データ収集（アンケートやインタビュー等の実施、利活用ログの取得など）を行うこと。
- ・ ICT 支援員は、教員及び児童生徒が安全・安心に導入環境を使用出来るよう、委託者の技術者と連携すること。
- ・ ICT 支援員は委託者が主催する会議体（定期報告会等）に出席し、ICT 利活用事例について共有・報告をすること。

②運用支援体制の構築

- ・ 受託者は本事業を円滑に進める為に運用支援体制（Project Management Office、以下、「PMO」という。）を組織すること。
- ・ PMO の役割は ICT 支援員が実施する研修のほか、必要に応じて教員向けに我が国や青森県、市が目指す「あるべき姿」に資する研修を行える機能を有する事が望ましい。
- ・ PMO には本事業全体のマネジメントを実施する者、本事業で導入した ICT 環境に対する技術者、ICT 支援員を補助する者の参画を必須とすること。
- ・ PMO は ICT 支援員、市教育委員会と常時連絡（電話及びメール）が取れる体制を整えること。
- ・ PMO は受託者が主催する会議体の議事進行、関係者のスケジュール調整を実施すること。
- ・ PMO は ICT 機器の故障、ICT 支援員からの要請に応じてメーカー及び関係者との調整・連絡業務を実施すること。
- ・ PMO は市教育委員会や市教員からの要請に真摯に対応し、本事業の運用が円滑に行われるよう対応すること。

7. 成果物

本事業の受託者は以下のとおり、成果物を提出し市の承認を得ること。

(1) 提出書類

①完成図書類

- ・ 納入物一覧表

- ・ハードウェアシリアル No. 一覧表
- ・ソフトウェアライセンス証書一式
- ・保証書一式
- ・ネットワーク及び機器設計書（IP アドレス、ホスト名、アカウント・パスワード等、運用管理に必要な情報一式）
- ・運用保守体制表（担当者の所属・氏名・連絡先及び指揮命令が分かるもの）

②調査研究業務実施計画書

③調査研究業務成果報告書（中間報告書及び期末報告書）

④アンケート類等本事業で実施した調査資料一式

⑤その他、市が指示した資料一式

(2) 提出部数

正本 1 通、副本 1 通 計 2 通

(3) 提出期日

完成図書類及び調査研究業務実施計画書は平成 27 年 8 月 31 日を期日として提出すること。

調査研究業務成果報告書（中間報告書）は別途、市教育委員会と協議の上、決定する。その他、資料については平成 28 年 3 月 31 日とする。

8. 業務の留意事項

(1) 実施体制

本事業の受託者は本事業の遂行にあたり、複数の担当者を設置の上、業務の責任者と副責任者を明確にすること。また、業務期間中は受託者が主催する会議体を設置し、市教育委員会及び教員等関係者に対し、取組状況や調査研究状況の報告及び意見交換を行う場を設置すること。

(2) 受託者の義務

本事業の受託者は、本事業を遂行するにあたり、関係法令及び本仕様書を遵守し、本事業意図及び目的を十分に理解した上で、正確かつ丁寧に業務を実施しなければならない。

(4) 資料の貸与

本事業の受託者は、本事業の遂行にあたり、必要な資料について契約締結後に借用書と引き換えに貸与する。貸与した資料については、その取扱に十分留意することとし、紛失や汚損のないように努め、委託業務が完了後、速やかに返納すること。市より貸与された資料については、本事業遂行以外の目的に使用してはならない。

(4) 機密の保持

本事業の受託者は、市の許可なく、本事業で知り得た情報や資料等について公表をしてはなら

ない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

(5) 協議

本事業の受託者は、本事業の実施に際して詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項、作業内容について疑義が生じた時は、その都度市と協議の上、実施すること。

(6) 著作権

本事業で作成された文書、映像資料の著作権は特別に定めのない限り、市に帰属するものとする。

9. 守秘義務

本事業の受託者（業務従事者を含む）は、市の個人情報保護及び情報セキュリティに関する条例並びに規則等を遵守するとともに、本事業を履行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。守秘義務は本事業完了後も負うものとする。

10. その他留意事項

①企画提案に関する経費等は、全て提案者の負担とする。

②提出された書類は、受託者選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承認を得ずに、市が複製を作成することがある。

③提出された資料は一切返却しない。

④選考結果は非公表とする。

⑤本仕様書及び本事業において疑義が発生した場合、双方協議の上、決定する。

⑥本仕様書の業務にかかる発生するネットワークの設定変更や附帯工事の一切は、請負者の責任と提案価格の中で実施すること。

⑦本仕様書の工事及び各種機器接続に要するケーブル類（LAN ケーブル、HDMI ケーブル、その他ケーブル）と工事部材は提案価格の中で用意、施工すること。

以上